駿河台大学法学会規約

- 第1条 本会は、駿河台大学法学会 と称する。
- 第2条 本会の事務所は、駿河台大 学法学部内に置く。
- 第3条 本会は、法、政治および法 学教育に関する学術の研究お よび普及をもってその目的と する。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成 するために、次の事業を行な う。
 - 1 機関誌「駿河台法学」の 発行
 - 2 研究会・講演会の開催
- 3 その他本会の目的を達成 第5条 本会の会員は、次の各号の
 - いずれかに該当する者とする。
 - 1 一般会員 駿河台大学専 任教員で、第 3条に該当す る目的に賛同 する者
 - 2 特別会員 本会に入会を 希望する者で. 総会の承認し た者
 - もとづき総会 の承認した者
- 第6条 一般会員および特別会員は. 総会の定めるところに従い.

会費を納めなければならない。 第7条 本会に次の機関を置く。

- 1 会長
- 2 運営委員会
- 3 機関誌編集委員会
- 4 学生法学論集編集委員会
- 5 監査
- 第8条 会長は、毎年1回総会を招 集しなければならない。ただ し、会長は、必要と認めると きは. 臨時総会を招集するこ とができる。一般会員の3分 の1以上の要求があった場合. 会長は、凍やかに総会を招集 しなければならない。
- するため必要と認める事業 第9条 総会は、次の事項につき審 議決定する。
 - 1 会長, 運営委員, 機関誌 編集委員, 学生法学論集編
 - 集委員および監査の選任 2 予算および決算の承認
 - 3 その他本会の運営に関し 必要な事項
 - 第10条 総会は、一般会員の2分の 1以上の出席で成立し. 議事 は、出席者の過半数でこれを 決する。
- 3 名誉会員 会員の推薦に 第11条 本会の経費は 会費その他 をもってあてる。
 - 第12条 本会の会計年度は、4月1 日より翌年の3月31日までと する。